



CROSS Business Producersの
村田取締役(右)と北名さん(中央)

地域活性化に向けた新たな一歩！ ～地域活性化起業人の協定書を締結～

町では、地域が抱える課題を解決し、持続可能な発展を目指すため、都市部の優れた人材を地方へ派遣する国の制度を活用した新たな取り組みを開始します！

その第一歩として、事業開発支援の専門家で組織する会社「クロス ビジネス プロデューサーズ」（東京都）と令和6年12月26日(木)に「地域活性化起業人に関する協定書」を締結しました。

この協定に基づき、同社から町へ派遣される北名勝正（きたな かつまさ）さんは、札幌市在住で新規事業創出や企業再生支援を行ってきたほか、不動産事業に精通している経験豊富な方です。

町では、北名さんを「**まちの未来と人をつなぐ**」人材として、「上ノ国町地域活性化起業人」に委嘱し、まずは地域の課題の一つである「**空き家対策**」の専門家として、空き家を活用していく取り組みを行っていきます。



空き家の情報や相談をお待ちしています！ 問い合わせ先：総務課 企画統計グループ 辞令書を手にする北名さん

後期高齢者医療制度のお知らせ ～高額介護合算療養費について～

◆高額介護合算療養費とは

世帯で1年間（8月1日～翌年7月31日）の医療費と介護サービス費の両方の自己負担額を合算して基準額（世帯の限度額）を超えた場合には、申請によりその超えた額が支給されます。支給対象となる方には毎年3月から4月頃に申請のお知らせをお送りします。

- 医療費または介護サービス費の自己負担額のいずれかが0円の場合は、対象となりません。
- 基準額を超える額が500円以下の場合は、支給の対象となりません。
- 新たに後期高齢者医療制度に加入された方、北海道外から転入された方など、申請のお知らせをお送りできない場合があります。

◆基準額表

【令和5年度分計算期間：令和5年8月1日～令和6年7月31日】

負担割合	区分		基準額（世帯の限度額）
1割	一般		56万円
	住民税非課税世帯	区分Ⅰ※1	19万円
		区分Ⅱ※2	31万円
2割	一定以上所得者		56万円
3割	現役並み所得者		【課税所得145万円以上】 67万円
			【課税所得380万円以上】 141万円
			【課税所得690万円以上】 212万円

※1 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円（公的年金控除は80万円を適用、給与所得がある場合はその金額から10万円を控除）または老齢福祉年金を受給している方

※2 世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方

問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601 または 住民課 戸籍保険グループ

住民課窓口にて行う、マイナンバーカードの休日・夜間申請サポートおよび交付を希望される方は、**随時事前予約が必要**です。予約をしていない方の対応はできませんのでご注意ください。
※窓口の混雑状況などにより、ご希望に沿えない場合がございます。あらかじめご了承ください。
■申し込み・問い合わせ先 住民課 戸籍保険グループ